

春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊等のおそれのある空き家のうち特に危険性が高いものの早期解体を促進し、もって市民生活の安心安全な住環境を確保するため、当該空き家を解体する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物をいう。
- (2) 不良空き家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と同等の空き家であって、別表に掲げる住宅の評定区分に応じ、それぞれ定める評定項目及び評定内容に基づく評点（当該評定区分ごとに合計した評点が最高評点を超えるときは、最高評点）を合算した評点が100点以上となるもの（故意に破損等をさせたことによって不良空き家となったものを除く。）をいう。

(補助対象の不良空き家)

第3条 補助の対象となる不良空き家（以下「補助対象不良空き家」という。）は、不良空き家であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存する1年以上使用されていない空き家（長屋（次項の区分所有長屋を除く。）又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないもの）で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。
- (2) 個人が所有する空き家であること。

(3) 所有者以外の権利者が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意しているものであること。

(4) 空家法第14条第3項に規定する措置命令を受けていない空き家であること。

2 前項の規定にかかわらず、区分所有長屋（不動産登記又は固定資産課税台帳により住戸ごとの区分所有が明確であり、構造上同一棟となっている建築物（廊下及び階段等を共用しないで2戸以上の住宅が連続し、若しくは重なっているもの又はこれに類するものに限る。）をいう。以下同じ。）の空き住戸であって、前項第1号中「空き家（長屋（次項の区分所有長屋を除く。）又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないもの）」を「空き住戸」に読み替えた場合に同項各号に掲げる要件を全て満たすものは、補助の対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に解体が必要と認める不良空き家を補助対象とすることができる。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象不良空き家の所有者（不良空き家が共有である場合は、当該補助対象不良空き家の解体について共有者全員の同意を得ている者に限る。）であること。

イ 当該補助対象不良空き家が存する土地の所有者（補助対象不良空き家の解体について当該補助対象不良空き家の所有者の同意を得ている者に限る。）であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次条において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(次条において「暴力団関係者」という。)でないこと。

- 2 補助対象不良空き家が区分所有長屋の空き住戸である場合にあっては、残置する建物の所有者に対し、実施の内容及び方法、建物の耐久性及び耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことに同意を得るとともに、解体工事に伴う紛争(周辺環境への悪影響を含む。)が生じたときは、双方の所有者が責任を持って対処することを約した者に限り、補助対象者となることができる。
- 3 補助対象者は、不良空き家(区分所有長屋の空き住戸を含む。)1戸(共同住宅等の場合は1棟)につき、1人とする。
- 4 補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき1回限りとする。

(補助事業)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 解体業者に依頼して行う補助対象不良空き家並びに当該不良空き家に附属する工作物及び立木等の全部を解体する工事
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する工事
- (3) 次のいずれにも該当しない工事
 - ア 他の制度等に基づく補助金等(春日井市空き家購入等融資利子補給補助金、春日井市空き家仲介手数料補助金及び春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金を除く。)の交付の対象となる工事
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者が関与する工事
- (4) 残置する建物を適切に修繕する等して安全を確保する工事(区分所有長屋の空き住戸に係る工事に限る。)

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者

が解体業者に支払った補助事業に係る費用（解体に伴い発生する廃材等の処分費用及び解体後の土地の整地費用を含む。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に3分の2を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前判定申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、第10条の規定による交付申請前に春日井市不良空き家判定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 不良空き家の使用状況報告書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 空き家の位置図（付近見取り図）
- (4) 2方向からの不良空き家の外観写真（1方向は正面玄関を含むものに限る。）及び空き家の不良箇所が分かる該当部分の写真

（不良空き家の判定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査等必要な調査を行い、当該申請に係る不良空き家が不良空き家に該当するか否かについて判定するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定をした場合は、春日井市不良空き家判定結果通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第10条 申請者は、補助事業に着手する前に、春日井市不良空き家解体費補助金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 不良空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し（区分所

有長屋の空き住戸の場合は、他の所有者を確認できる書類を含む。）

- (2) 解体工事の見積書の写し（解体業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (3) 予定解体業者の有する建設業の許可（土木、建築又は解体工事）の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (4) 不良空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類（必要な場合に限る。）
- (5) 申請の対象とする空き家が不良空き家に該当する旨の記載がある不良空き家判定結果通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、春日井市不良空き家解体費補助金交付決定通知書（第6号様式）又は春日井市不良空き家解体費補助金不交付決定通知書（第7号様式）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（事業の実施）

第12条 市長は、申請者が前条に規定する補助金の交付決定前に補助事業に着手したときは、補助金を交付しないものとする。

（申請の取下げ）

第13条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止する場合は、速やかに春日井市不良空き家解体費補助金交付申請取下げ申出書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（申請内容の変更等）

第14条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに春日井市不良空き家解体費補助金変更承認申請書（第9号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請には、第10条に規定する書類のうち、当該変更に関する書類を添付するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定の内容を変更することができる。
- 4 市長は、前項に規定する変更を行うときは、春日井市不良空き家解体費補助金変更決定通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（地位の承継）

第15条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

- 2 申請者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合は、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときに限り、市長の承認を受けて地位を承継することができる。
- 3 申請者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける地位を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（実績報告）

第16条 申請者は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、春日井市不良空き家解体費補助金実績報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事の工事請負等契約書の写し又は請書の写し
- (2) 工事費等請求書の写し又は領収書の写し（解体業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (3) 建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出の受領票の写し又は解体工事が適切に行われたことが確認できる書類の写し
- (4) 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、春日井市不良空き家解体費補助金確定通知書(第12号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 前条に規定する確定通知書を受けた申請者は、速やかに春日井市不良空き家解体費補助金請求書(第13号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第19条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 第16条に規定する期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定後においても適用する。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

1 住宅（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点			
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45			
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20				
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25				
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100			
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50				
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100				
		(2) 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15				
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25				
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15				
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25				
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
						イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10				
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10			

備考 1の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合には、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に应ずる各評点のうち最も高い評点とする。

2 鉄筋コンクリート造の住宅

評価区分	評価項目	評価内容	評点	最高 評点				
1	構造一般の程度	(1) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	55			
		(2) 増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30				
2	構造の劣化又は破損の程度	(1) 基礎柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	80			
			イ 変形又は不同沈下のあるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20				
			ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40				
			エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80				
		(2) 壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10				
			イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15				
			ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25				
		(3) 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15				
			イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25				
		(4) 屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10				
			イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15				
			ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25				
		3	防火上又は避難上の	外壁、開口部等		ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	30

	構造の程度		イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
4	電気設備	共用部分の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	10
5	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合には、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

3 コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10	60
			イ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
		(3) 増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30	
2	(1) 基礎柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	80	
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20		
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40		
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80		
	(2) 壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	15	
		イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
	(3) 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15	25	
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25		
	(4) 開口部	ア 開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	10	15	
		イ 開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15		
	(5) 屋根（ただ	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣	10		

		し、小屋組が木造の場合にあっては、別表1の測定基準及び評点を適用するものとする。)	化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの		
			イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁、開口部等	ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	30
			イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
4	電気設備	共用部分の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	10
5	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に依ずる各評点のうち最も高い評点とする。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

春日井市不良空き家判定申請書

春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり空き家の判定を申請します。

なお、同要綱第9条で規定する現地調査を行うための空き家への立ち入りについて承諾するとともに、空き家の敷地への立ち入りについても土地所有者から同意を得ております。

《空き家の概要》

所在地	春日井市
形態	一戸建て ・ 長屋 ・ 共同住宅
建築時期	年 月
構造	木造 ・ 非木造（ ）
延べ床面積	居住の用に供する部分 m ² (建物全体) (m ²)
空き家期間	年 (> 1年)
空き家所有者	

《空き家の不良箇所自己チェック表》

該当する箇所に○を御記載ください。

不良箇所	チェック
基礎が玉石又は基礎がない（柱が直接地面に接している。）	
外壁に穴があいている、又は外壁材がはがれている。	
建物が傾いている。	
屋根に穴があいている、又は屋根材がめくれている。	
その他（ ）	

《添付書類》

- 1 不良空き家の使用状況報告書（第2号様式）
- 2 誓約書（第3号様式）
- 3 空き家の位置図（付近見取り図）
- 4 2方向からの不良空き家の外観写真（1方向は正面玄関を含むものに限る。）及び空き家の不良箇所が分かる該当部分の写真

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

不良空き家の使用状況報告書

補助金の交付を申請する空き家の使用状況は次のとおりで、当該空き家が1年以上使用されていないことを報告します。

1 空き家の所在地 春日井市

2 空き家の使用状況

年 月	経 緯
年 月	
年 月	
年 月	

空き家が1年以上使用されていないことの確認への同意

私は、上記空き家の水道使用量について、申請月から1年間分を市が調査・確認することに同意します。

（水道使用者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

年 月 日

（宛先）春日井市長

誓 約 書

私は、本申請をするに当たり、春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱の規定を遵守します。

解体工事に伴う紛争（周辺環境への悪影響を含む。）が生じたときは、責任を持って対処します。

また、申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。内容に虚偽があった場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金を返還することに同意します。

1 私は、要綱第4条の補助対象者に該当します。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

<空き家が共有である場合>

当該空き家の解体について、共有者全員の同意を得ています。

<空き家が存する土地所有者の場合>

当該空き家の解体について、空き家所有者全員の同意を得ています。

（空き家が区分所有長屋の場合）

2 私は、残置する建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことに同意を得ています。

また、解体工事に伴う紛争（周辺環境への悪影響を含む。）が生じたときは、双方の所有者で責任を持って対処します。

3 私は、残置する建物を適切に修繕する等して安全を確保します。

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市不良空き家判定結果通知書

春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり通知します。

所在地	春日井市
判定結果	不良空き家に該当する ・ 不良空き家に該当しない

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

春日井市不良空き家解体費補助金交付申請書

春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金申請額	金	円
--------	---	---

《空き家の概要》

所在地	春日井市
形態	一戸建て ・ 長屋 ・ 共同住宅
建築時期	年 月
構造	木造 ・ 非木造（ ）
延べ床面積	居住の用に供する部分 m ² (建物全体) (m ²)
空き家期間	年 (> 1年)
空き家所有者	

《事業計画》

解体業者名	
補助対象経費 (税抜金額)	金 円
工事時期 (予定)	着手 年 月 日 完了 年 月 日

《添付書類》

- 1 不良空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し（区分長屋の空き住戸の場合は、他の所有者を確認できる書類を含む。）
- 2 解体工事の見積書の写し（解体業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- 3 予定解体業者の有する建設業の許可（土木、建築又は解体工事）の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- 4 不良空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類（必要な場合に限る。）
- 5 申請の対象とする空き家が不良空き家に該当する旨の記載がある不良空き家判定結果通知書の写し
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市不良空き家解体費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました春日井市不良空き家解体費補助金については、次のとおり交付することに決定します。

1 補助金の額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

3 条 件

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市不良空き家解体費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました春日井市不良空き家解体費補助金については、次の理由により不交付とします。

1 空き家の所在地 春日井市

2 理 由

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

春日井市不良空き家解体費補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金交付申請の取下げを申出します。

1 空き家の所在地 春日井市

取下げの理由	
--------	--

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

春日井市不良空き家解体費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、次のとおり計画を変更したいので、春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱第14条の規定により、変更承認を申請します。

1 空き家の所在地 春日井市

変 更 の 理 由	
計画変更の内容	

《添付書類》（上記変更に係る書類に限る）

- 1 不良空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し（区分長屋の空き住戸の場合は、他の所有者を確認できる書類を含む。）
- 2 解体工事の見積書の写し（解体業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- 3 予定解体業者の有する建設業の許可（土木、建築又は解体工事）の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- 4 不良空き家の解体について申請者以外の者の同意が確認できる書類（必要な場合に限る。）
- 5 申請の対象とする空き家が不良空き家に該当する旨の記載がある不良空き家判定結果通知書の写し
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 10 号様式 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市不良空き家解体費補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知しました補助事業
に対する補助金の交付決定については、次のとおり変更します。

1 変更決定の額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

3 計画変更の内容

4 条 件

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

春日井市不良空き家解体費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を完了したので、春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 空き家の所在地 春日井市

《事業実績》

解体業者名	
補助対象経費 （税抜金額）	金 円
工事時期	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日

《添付書類》

- 1 解体工事の工事請負等契約書の写し又は請書の写し
- 2 工事費等請求書の写し又は領収書の写し（解体業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- 3 建設リサイクル法第 10 条第 1 項に基づく届出の受領票の写し又は解体工事が適切に行われたことが確認できる書類の写し
- 4 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真
- 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 12 号様式（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市不良空き家解体費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました春日井市不良空き家解体費補助金については、次のとおり確定します。

1 補助金の確定額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

年 月 日

（宛先）春日井市長

請求者 住 所

氏 名 印

電話番号

春日井市不良空き家解体費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった春日井市不良空き家解体費補助金について、春日井市不良空き家解体費補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

支払方法	
口座振替	窓口払
	現金・小切手

金融機関		銀行 信用金庫 農協	預金種別	普通 当座	口座番号	
		支店			ふりがな 口座名義人	